

市民局服務規律確保推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市服務規律確保推進委員会設置要綱第2条の規定に基づき設置する市民局服務規律確保推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 「不祥事根絶プログラム」の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) その他、職員の服務規律の確保、職員の非行その他の不祥事の根絶のために必要となる措置を講ずること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事及び区政支援室長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、次に掲げる順位によりその職務を代行する。
 - (1) 理事
 - (2) 区政支援室長
- 5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 部長、担当部長その他これらに相当する職にあるもの
 - (2) 課長、担当課長その他これらに相当する職にあるもの

(会議)

第4条 委員会は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務担当において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月23日から施行する。
- 2 市民局服務指導委員会設置要綱は、同日付で廃止とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 8 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。